

特別支援教育就学奨励費に関する事務の概要

「特別支援教育就学奨励費」とは

特別支援教育就学奨励費は、障がいのある幼児、児童又は生徒の特別支援学校等への就学の特殊事情にかんがみ、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年12月22日法律第120号)に基づき、特別支援学校等へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校等への就学のため必要な経費の一部を支弁するものです。また支弁する費用の1/2は国の負担金又は補助金によってまかなわれています。

特別支援教育就学奨励費	国の経費区分	個人番号取扱事務の規定	住基ネット利用の規定
	負担金	番号法(※1)	住基法(※2)
	補助金	利活用条例(※3)	住基条例(※4)

(※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(※2) 住民基本台帳法

(※3) 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

(※4) 大阪府住民基本台帳法施行条例

住民基本台帳ネットワークシステムが必要となった経緯・契機

これまで本事務の実施では、保護者等から提出される課税証明書を基に、保護者等の負担能力に応じて、経費の一部を支弁してきました。平成31年度より当該事務に係る情報連携(※5)が開始されることに伴い、個人番号の利用に同意した保護者等については、申請書に個人番号の記載が必要となる一方で、課税証明書の提出が省略されることとなりました。

具体的には、本事務では引き続き課税証明書に基づいた保護者等の負担能力を把握する必要があるため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して真正性を確認した個人番号を基に、情報提供ネットワークシステムを利用して、世帯の課税情報を照会する必要性が生じています。同時に、他機関へ経費の支弁情報を提供するため、中間サーバへの副本登録(※6)も必要となります。

(※5) 情報連携とは

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)に基づき、専用のネットワークシステム(以下「情報提供ネットワークシステム」という。)を用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報をやり取りすること。

(※6) 中間サーバへの副本登録

中間サーバとは、既存業務システムと情報提供ネットワークシステムとの間の情報授受の仲介の役割を担うサーバであり、ソフトウェアを総務省が開発し、ハードウェアを各地方公共団体において整備することとなっている。副本登録とは、既存業務システムにある個人情報と符号とセットで登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて、異なる行政機関へ提供できるようにするためのものである。

住民基本台帳ネットワークシステムが必要になるとき

<情報照会に使用する個人番号の真正性確認>

情報提供ネットワークシステムを利用して、保護者等をはじめとするその世帯全員の課税情報を照会するために、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して保護者等から提出された個人番号の真正性を確認する必要があります。

住民基本台帳ネットワークの活用（案）

